

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄振興予算の主なソフト事業予算の現状と比較（下） －沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	451号
刊行日	2022-11-1
頁	133-147
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20221101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

沖縄振興予算の主なソフト事業予算の現状と比較（下）

— 沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題 —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興予算と主なソフト事業予算の推移
3. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の現状
 - (1) 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）
 - (2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費
 - (3) 沖縄離島活性化推進事業費（以上、前稿）
 - (4) 沖縄振興特定事業推進費（以下、本稿）
4. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の比較
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 各市町村による活用状況
 - (3) 各市町村への予算の配分状況
5. おわりに

3. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の現状

(4) 沖縄振興特定事業推進費

ア 概要

ソフト交付金は、沖縄県及び市町村が事業を計画的・継続的に実施するための財源として、客観基準に基づき、毎年度、県及び市町村に安定的に配分されるものであるため、多様な地域課題・政策課題への迅速・柔軟な対応が困難なケースもあり得る。そのため、推進費⁶²は、ソフト交付金を補完し、①機動的に事業を推進するための財源として、臨機応変な財源捻出が困難な市町村が実施する事業及び②市町村が認定する公共性を有する

⁶² 推進費の経緯や制度の詳細、論点等については、藤生将治「沖縄振興特定事業推進費をめぐる動向と論点」『立法と調査』No. 424（令2.6）参照。

事業を推進するための財源として、市町村と密接に連携する民間事業者が実施する事業をそれぞれ支援することを目的に、令和元年度の沖縄振興予算における新規事業として創設された予算補助である⁶³。

そのため、推進費の補助対象者は、市町村及び市町村と密接に連携して取り組む民間事業者となっており、補助率は10分の8となっている。補助の対象となる事業は、ソフト交付金の対象事業（沖縄の振興に資する事業及び沖縄の特殊事情に起因する事業）のうち、1）市町村を対象とする場合には、機動性要件（多様な地域課題・政策課題に対応するため迅速・柔軟に対応する必要がある事業等）と同時に、先導性要件（他の市町村にも広げていくことが望ましい事業）又は広域性要件（事業の効果が当該市町村にとどまらず広域に及ぶと見込まれる事業）のいずれかを満たすもの⁶⁴、2）民間事業者を対象とする場合には、公共性要件（多様な地域課題・政策課題に対応するための公共性を有する事業等）と同時に、先導性要件又は広域性要件のいずれかを満たすもの⁶⁵とされている⁶⁶。

推進費が創設された理由について、創設時の宮腰内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、ソフト交付金では十分に対応できていない事業があり、沖縄県内の市町村や自民党沖縄振興調査会での議論、地元要請等も踏まえ、新たに設けた旨説明している⁶⁷。

イ 予算の執行状況

推進費については、令和元年度の当初予算において、新規事業として30億円が計上されるとともに、補正予算において、令和元年10月に発生した首里城火災に伴う観光への影響を緩和するため、5億円が計上された⁶⁸。令和2年度には、当初予算において、前年度比25億円増となる55億円が計上されるとともに、第1次補正予算において、新型コロナウイルス感染症の流行収束を見据え、全国施策を補完するため、10億円が計上され⁶⁹、さらに第3次補正予算において、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現のため、5億円が計上された結果⁷⁰、補正予算を含む令和2年度の予算額は、前年度の35億円から倍となる70億円にまで拡大した。その後、令和3年度の当初予算において、前

⁶³ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費の概要」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/gaiyou2.pdf>〉（以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年9月12日。）

⁶⁴ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱」第4条第1項〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r4_youkou.pdf〉

⁶⁵ 内閣府「沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱」第4条第1項〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r2_youkou2.pdf〉

⁶⁶ ただし、拠点返還地跡地利用推進交付金（平成28年度～平成30年度）の対象となっていた事業（市町村事業のみ）及び前年度からの継続案件については、先導性要件又は広域性要件のいずれかのみを満たすものとされている（前掲注63参照）。

⁶⁷ 宮腰内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平30.12.21）〈https://www.cao.go.jp/minister/1810_m_miyakoshi/kaiken/2018/1221kaiken.html〉

⁶⁸ 内閣府「令和元年度補正予算（案）の概要」（令元.12）〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/yosan_r1_hosei.pdf〉

⁶⁹ 内閣府「令和2年度補正予算（案）の概要」（令2.4）〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei.pdf〉

⁷⁰ 内閣府「令和2年度第3次補正予算（案）の概要」（令2.12）〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei_3.pdf〉

年度の当初予算と比べると30億円、補正予算を含めた額と比べると15億円の増額となる85億円が計上され、令和4年度は前年度から5億円減額となる80億円が計上された。

図表11 沖縄振興特定事業推進費の推移と執行状況（令和元年度～令和4年度）

(単位：億円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額（当初+補正）（※1）	35	70	85	80
歳出予算現額	35	99.3	110.4	125.4
翌年度繰越額	29.3	25.4	45.4	—
不用額（※2）	1.2	22.9	14.2	—
執行額	4.5	51.0	50.9	—
執行率（※3）	12.9%	51.4%	46.1%	—
予算額（当初+補正）に対する執行額の割合	12.9%	72.9%	59.9%	—

（※1）なお、令和4年度の予算額は当初のみとなっている。

（※2）不用額＝歳出予算現額－翌年度繰越額－執行額

（※3）執行率＝執行額÷歳出予算現額（予算額（当初+補正）+前年度繰越額）

（出所）内閣府「行政事業レビューシート（沖縄振興特定事業推進費）」（令和2年度以降）等を基に作成

一方、推進費の執行状況（図表11）を見ると、初年度の令和元年度には、旧拠点返還地跡地利用推進交付金事業（以下「旧跡地事業」という。）7事業を含む市町村事業26事業及び民間事業者事業5事業に対して34億円（市町村事業30.9億円・民間事業者事業3.1億円）の交付決定が行われたが⁷¹、実際に支出されたのは、市町村事業（3市町・10事業）に対する1.6億円及び民間事業者事業（5社・5事業）に対する2.9億円の計4.5億円にとどまり⁷²、予算額の8割を超える29.3億円が翌年度に繰り越されたため、執行率は12.9%と低い水準にとどまった。この繰越額の多さについて、政府は、自然災害の影響による事業の進捗の遅れを主な要因とするものであり、やむを得ないとしている⁷³。

令和2年度には、新たに旧跡地事業5事業を含む市町村事業16事業及び民間事業者事業9事業に対して50億円（市町村事業41.1億円・民間事業者事業8.9億円）の交付決定が行われ⁷⁴、前年度の交付決定事業を含め、市町村事業（12団体（11市町村・北部事務組合）25事業）に対する50.1億円及び民間事業者事業（6社・6事業）に対する9,000万円の計51億円が実際に支出された。しかし、令和2年度の推進費の予算額70億円のうち、4割近い25.4億円が翌年度に繰り越されるとともに、3割を超える22.9億円の不用額が生じ

⁷¹ 内閣府「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第5回交付決定について」（令2.2.28）〈https://www.8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_koufu5.pdf〉

⁷² 内閣府「令和2年度行政事業レビューシート（沖縄振興特定事業推進費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r2/s01009900_naikakufu.pdf〉

⁷³ 沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対する答弁書（内閣衆質204第52号、令3.3.5）。なお、執行率の低さに関連して、令和2年度行政事業レビュー（前掲注72）において、外部有識者から、アウトプットとして交付決定額が示されているものの、実際には繰越額が多く、事業の進捗状況を示す指標になり得ていないと指摘され、本答弁書において、当該繰越しを行った事業の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、活動指標の見直しを検討していくとしていた。しかし、令和3年度行政事業レビュー（後掲注75）では、活動指標は交付決定額から交付決定事業数に置き換わったのみとなっており、繰越額や不用額が多く生じている状況を全く反映しないものとなっている。

⁷⁴ 内閣府「令和2年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第5回交付決定について」（令3.2.26）〈<https://www.8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0226-r2suishin.pdf>〉

た⁷⁵。そのため、執行率は前年度より改善したものの、51.4%にとどまり、不用額も補正予算で計上された15億円を上回る結果となった。さらに、令和3年度には、予算額の5割を超える45.4億円が翌年度に繰り越され、執行率は46.1%に低下している。

ウ 予算の配分状況

推進費の配分状況について、対象ごとの状況を、令和元年度から令和3年度までの交付決定額ベース（図表12）で見ると、これまで市町村事業として推進費を活用しているのは、県内41市町村のうち14市町村となっており、このうち、交付決定の合計額が1億円を超えているのは、7市町にとどまっている。

図表12 沖縄振興特定事業推進費の配分状況（令和元年度～令和3年度、交付決定額）

（単位：百万円）					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計（対象ごと）	年度平均（対象ごと）
那覇市	357	861	2,847	4,065	1,355
宜野湾市	76	272	269	617	206
浦添市	37		62	99	33
名護市	10	378	130	518	173
糸満市			8	8	3
沖縄市	2,250	1,936	679	4,865	1,622
うるま市	332	273	24	629	210
国頭村	4	17	80	101	34
今帰仁村	4	6	29	39	13
恩納村	2			2	1
伊江村	1			1	0
嘉手納町			4	4	1
八重瀬町	8	349	772	1,129	376
竹富町			4	4	1
北部広域市町村 圏事務組合	5	16	20	41	14
民間事業者	314	887	2,521	3,722	1,241
合計	3,400	4,995	7,449		
令和元年度から令和3年度までの交付決定額（総額）				15,844	
※交付決定額全体に占める事業主体別の割合					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
市町村	91%	82%	66%		
民間事業者	9%	18%	34%		

（注）四捨五入による端数処理のため、必ずしも各数値を合わせた額は合計と一致しない場合もある。

（出所）沖縄振興特定事業推進費補助金の交付決定に係る内閣府の報道発表資料等を基に作成

また、令和3年度までの交付決定額の合計額では、沖縄市の48.7億円が最も多く、次いで那覇市が40.7億円、八重瀬町が11.3億円となっており、沖縄市と那覇市のみで交付決定額の過半を占める状況となっている。このうち、まず、沖縄市については、沖縄アリーナ整備事業⁷⁶に対して47.6億円（令和元年度21.6億円・令和2年度19.4億円・令和3年度6.6億円）が交付決定されており⁷⁷、同市に対する交付決定額の大部分を占めている。

⁷⁵ 内閣府「令和3年度行政事業レビューシート（沖縄振興特定事業推進費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r3/2021_naikakufu_20011200.pdf〉

⁷⁶ コザ運動公園内においてプロスポーツ興行、コンサート、展示会等開催時に市内外から1万人規模の観客を収容可能なアリーナを整備する事業。

⁷⁷ 内閣府「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第2回交付決定について」（令元.6.28）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_kouful.pdf〉、同「令和2年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第2回交付決定について」（令2.7.10）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0710-r2suishin.pdf>〉、同「令和

次いで、那覇市については、沖縄の食の魅力発信拠点整備事業⁷⁸に対して33.2億円（令和元年度3.4億円・令和2年度8.4億円・令和3年度21.4億円）が交付決定されており⁷⁹、同市に対する交付決定額の8割以上を占めている。

さらに、市町村事業の交付決定額を圏域別で見ると、宮古圏域や八重山圏域といった離島地域では竹富町（400万円）のみに限られている。また、沖縄本島の北部地域についても、5市村（名護市、国頭村、今帰仁村、恩納村、伊江村）及び北部事務組合に対して計7億円が交付決定されているが、推進費全体に占める割合は4%程度であり、推進費の配分は、沖縄本島の中南部地域の沖縄市や那覇市等に集中している状況にある。

また、市町村事業と民間事業者事業の割合の推移を見ると、初年度の令和元年度における交付決定額の9割以上が市町村事業を対象としたものであったが、翌年度以降、民間事業者事業の比重が増してきており、令和3年度には民間事業者事業を対象とする交付決定額の割合が34%にまで高まっている。その中でも、大宜味村が認定しているアカジンミーバイ陸上養殖体制整備事業⁸⁰に対して計10.6億円（令和2年度5.5億円・令和3年度5.1億円）⁸¹が、伊江村外5町村が認定している沖縄離島農業持続化支援事業⁸²に対して7.3億円（令和3年度）⁸³が、それぞれ交付決定されており、これら2事業に対する交付決定額が民間事業者事業に対する交付決定額の合計額の半分近くを占めている。

4. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の比較

次に、主なソフト事業予算について、これまでに整理してきた現状を踏まえた上で、予算の執行状況、各市町村による活用状況、各市町村への予算の配分状況という観点から比較を行っていく。

3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第1回交付決定について」（令和3.4.1）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0401-r3suishin.pdf>〉

⁷⁸ 沖縄県全域の食の魅力の発信拠点や、県内初の「食」を中心とした生活文化を体感する街歩き拠点としての機能を有した、第一牧志公設市場を整備する事業。

⁷⁹ 内閣府「令和元年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第3回交付決定について」（令和元.9.27）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r1_koufu3.pdf〉、同「令和2年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第1回交付決定について」（令和2.4.1）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/r2_koufu1.pdf〉、同「令和2年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第2回交付決定について」（令和2.7.10）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0710-r2suishin.pdf>〉、同「令和3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第1回交付決定について」（令和3.4.1）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0401-r3suishin.pdf>〉、同「令和3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第2回交付決定について」（令和3.7.2）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0702-r3suishin.pdf>〉

⁸⁰ 種苗を外国産に依存する高級魚アカジンミーバイについて、国内における産卵・ふ化等の種苗開発技術を確立し、養殖事業従事者の増加を図るほか、アカジンミーバイと地場産品を活用した新たな特産品を開発する事業。

⁸¹ 内閣府「令和2年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第4回交付決定について」（令和2.12.18）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/1218-r2suishin.pdf>〉、同「令和3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第1回交付決定について」（令和3.4.1）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/0401-r3suishin.pdf>〉、同「令和3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第3回交付決定について」（令和3.10.1）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/1001-r3suishin.pdf>〉

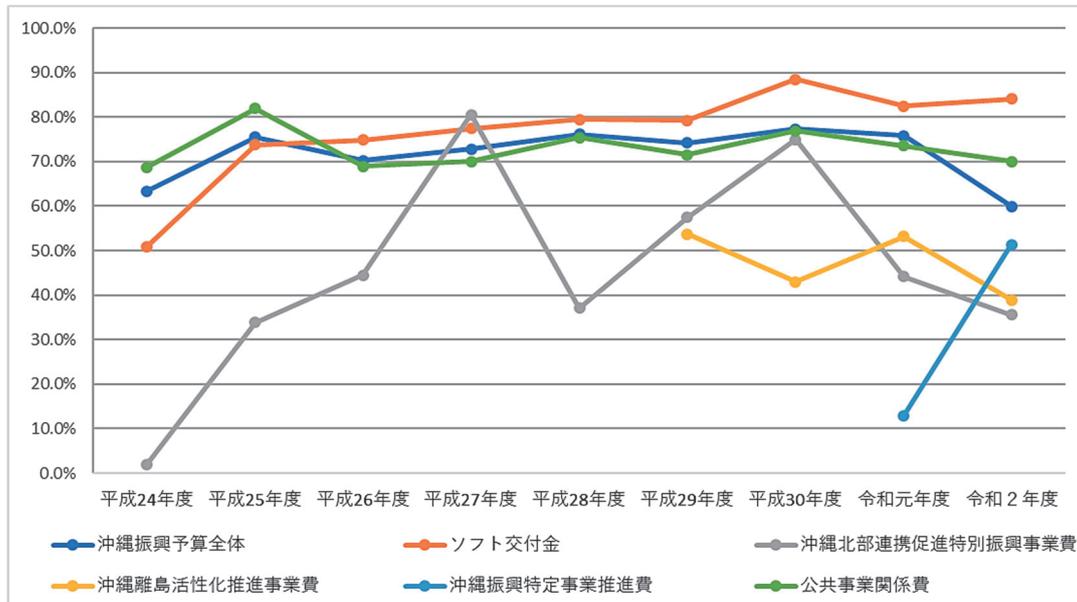
⁸² 離島農産物の一層の普及、販路拡大に向け、離島の特産品である黒糖について、多用途活用方策の実現を目指した実証など新たな付加価値を模索する取組等を実施する事業。

⁸³ 内閣府「令和3年度沖縄振興特定事業推進費補助金の第4回交付決定について」（令和3.12.24）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tokutei/1224-r3suishin.pdf>〉

(1) 予算の執行状況

予算の執行状況について、平成24年度以降の沖縄振興予算全体と主なソフト事業予算の執行率の推移を比較してみると(図表13)、まず、沖縄振興予算全体では、一括交付金が創設された平成24年度(63.3%)と、2度の補正予算において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等に対する沖縄開発金融公庫による資金繰り支援のための出資金1,339億円が計上されたものの⁸⁴、その多くが翌年度に繰り越された⁸⁵令和2年度(59.9%)の両年度を除くと、執行率は70%台で推移している。

図表13 沖縄振興予算全体と主なソフト事業予算等の執行率の推移



(出所) 内閣府「沖縄振興予算(内閣府沖縄担当部局予算等)の決算」(平成24年度以降) <<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/33.html>>を基に作成

次に、ソフト交付金では、初年度の平成24年度(50.9%)は、同年度の公共事業関係費(68.7%)やハード交付金(59.5%)と比べて低い水準の執行率であり、沖縄振興予算全体の執行率を押し下げる要因となっている⁸⁶。また、平成25年度(73.8%)も、同年度の公共事業関係費(82.0%)によって押し上げられた沖縄振興予算全体の執行率(75.5%)よりも低い水準の執行率となっている⁸⁷。しかし、平成26年度以降、ソフト交付金の執行率は、

⁸⁴ 具体的には、令和2年度の第1次補正予算において268億円、第2次補正予算において1,071億円がそれぞれ計上されている(前掲注69及び内閣府「令和2年度第2次補正予算(案)の概要」(令2.5) <https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei_2.pdf>)。

⁸⁵ 令和2年度当初予算に計上された9億円を含めた沖縄振興開発金融公庫経費の歳出予算現額1,348億円のうち、8割近い1,061億円が翌年度に繰り越されたため、沖縄振興予算全体の執行率も大きく押し下げられる結果となっている(内閣府「令和2年度沖縄振興予算(内閣府沖縄担当部局予算等)の決算」 <https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2021/r2_kessan1.pdf>)。

⁸⁶ 内閣府「平成24年度沖縄振興予算(内閣府沖縄担当部局予算等)の決算」 <https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2012/h24_kessan1.pdf>

⁸⁷ 内閣府「平成25年度沖縄振興予算(内閣府沖縄担当部局予算等)の決算」 <https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2012/h25_kessan1.pdf>

沖縄振興予算全体の執行率を上回る状況が続いており、特に令和2年度のソフト交付金の執行率（84.1%）は、同年度の沖縄振興予算全体（59.9%）や公共事業関係費（70.1%）を大きく上回り、沖縄振興予算全体の執行率を押し上げる要因となっている⁸⁸。

一方、北部事業費では、最も執行率が高かった平成27年度（80.5%）のみ、沖縄振興予算全体の執行率（72.8%）を上回ったほか⁸⁹、平成30年度（75.0%）も沖縄振興予算全体の執行率（77.4%）に近い水準となっているものの⁹⁰、総じて沖縄振興予算全体の執行率を相当下回る水準で推移している。

また、離島事業費や推進費では、沖縄振興予算全体よりも常に低い水準の執行率で推移しており、沖縄振興予算全体の執行率が最も低かった令和2年度も、離島事業費は38.9%、推進費は51.4%にとどまっている。

これらの比較からは、主なソフト事業予算において、ソフト交付金の執行率が比較的高い水準で推移している一方、北部事業費、離島事業費、推進費の執行率はいずれも比較的低い水準で推移していることが見て取れる。

こうしたソフト個別補助金の執行率の低さに関連し、北部事業費については、行政事業レビュー（平成29年度、平成31年度、令和2年度）において、予算の効率的執行に努め、執行実績を適切に概算要求へ反映させるべきとの指摘がなされている⁹¹。しかし、当該レビューの翌年度の予算額は前年度と同額となり、執行率も平成30年度に上昇した後は低下し、改善は進んでいない。そうした状況にもかかわらず、北部事業費の予算額の増額が行われてきていることを鑑みると、行政事業レビューにおける指摘が予算編成に反映されているとは言い難い状況にある。

一方、離島事業費については、これまでのところ、執行率に関する指摘はなされていない。しかし、令和3年度行政事業レビューでは、平成29年度に開始されたにもかかわらず、市町村が行う事後評価結果などを参考に目標値を設定するとしている事業の成果目標がいまだ設定されていない点が指摘されている⁹²。この点について、政府は、事業実施の効果が後年度に発現するため、成果目標年度が事業実施年度の後年度に設定されている事業が多いことから、現在、成果目標年度が経過している事業について、どの程度の実現が図られているか整理・分析を行っているところであるとし⁹³、事業の成果の検証は行われないうまま、令和4年度予算では10億円の増額を行っている。

⁸⁸ 内閣府「令和2年度沖縄振興予算（内閣府沖縄担当部局予算等）の決算」（URLは前掲注85参照）

⁸⁹ 内閣府「平成27年度沖縄振興予算（内閣府沖縄担当部局予算等）の決算」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2015/h27_kessan1.pdf〉

⁹⁰ 内閣府「平成30年度沖縄振興予算（内閣府沖縄担当部局予算等）の決算」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2018/h30_kessan1.pdf〉

⁹¹ 内閣府「平成29年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h29/s28007800_naikakufu.pdf〉、同「平成31年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r1/30008600_naikakufu.pdf〉、同「令和2年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r2/s01008500_naikakufu.pdf〉

⁹² 内閣府「令和3年度行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r3/2021_naikakufu_20010200.pdf〉

⁹³ 内閣府「令和3年度行政事業レビュー事業単位整理表兼点検結果の令和4年度予算概算要求への反映状況調査表」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r3/3_naikakufu_reflection.pdf〉

また、推進費については、質問主意書において、一括交付金の減額が続く一方で、令和元年度の推進費の執行率の低さにもかかわらず、令和2年度に推進費が増額された点が問われ、政府は、推進費及び一括交付金における継続事業及び新規事業に要する経費の額の推移等を勘案して、それぞれ所要額を推計し、計上したとのみ説明している⁹⁴。この説明に対して、令和元年度の執行実績を勘案すれば、令和2年度に推進費を増額する根拠にはなり得ないのではないかと指摘がなされたが、政府は、令和元年度の当初予算額の大部分を交付決定していたこと自体が執行実績であるとした上で、これを勘案して令和2年度における新規事業に要する経費の所要額を積算したと説明しており⁹⁵、令和元年度の推進費の大半が繰り越された点については問題視していないことが示されている。

(2) 各市町村による活用状況

各市町村による活用状況について、ソフト交付金は、県と市町村分に配分された上で、市町村分については基本枠の中で、県内41市町村全てに対して配分が行われ、各市町村はソフト交付金を活用して事業を実施している。

一方、ソフト個別補助金のうち、北部事業費は北部12市町村に、離島事業費は離島を有する沖縄本島も含めた18市町村に補助対象が限定されている。推進費にはそうした地域的な限定はないものの、いずれの事業費も個別の案件ごとに補助金の交付決定が行われており、各事業費の市町村への配分状況はそれぞれで全く異なったものとなっている。

図表14 ソフト個別補助金の活用状況

①沖縄北部連携促進特別振興事業費のみ (4町村)	金武町、大宜見村、東村、宜野座村
②沖縄離島活性化推進事業費のみ (12市町村)	石垣市、宮古島市、南城市、与那国町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、波名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、多良間村
③沖縄振興特定事業推進費のみ (7市町)	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、嘉手納町、八重瀬町
④沖縄北部連携促進特別振興事業費 及び沖縄離島活性化推進事業費 (3町村)	本部町、伊平屋村、伊是名村
⑤沖縄北部連携促進特別振興事業費 及び沖縄振興特定事業推進費 (4市村)	名護市、国頭村、今帰仁村、恩納村
⑥沖縄離島活性化推進事業費 及び沖縄振興特定事業推進費 (2市町)	うるま市、竹富町
⑦いずれも交付されている(1村)	伊江村
⑧いずれも交付されていない(8市町村)	豊見城市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、読谷村、北中城村、中城村

(出所) 図表8、10及び12の出所資料を基に作成

そこで、改めてソフト個別補助金の市町村ごとの活用状況を整理すると(図表14)、いずれかの事業費が交付されている地方公共団体が33市町村ある一方、いずれの事業費も交付

⁹⁴ 沖縄振興特定事業推進費等に関する質問に対する答弁書(内閣衆質204第17号、令和3.2.5)、沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対する答弁書(内閣衆質204第52号、令3.3.5)

⁹⁵ 特定事業推進費等に関する第三回質問に対する答弁書(内閣衆質204第73号、令3.3.23)

されていない地方公共団体が8市町村（図表14中⑧）ある。これら8市町村は、いずれも沖縄本島の中南部地域にあり、かつ離島を有していないことから、そもそも北部事業費と離島事業費の補助対象となっておらず、唯一、対象となっている推進費も、令和3年度までに交付が行われていない状況となっている。

さらに、いずれかの事業費が交付されている地方公共団体の内訳を見ていくと、推進費については、県内41市町村のうち14市町村に交付されており、そのうち、推進費のみ交付されている地方公共団体は7市町（図表14中③）となっている。これらはいずれも北部事業費や離島事業費の補助対象となっていない沖縄本島の中南部地域の地方公共団体であり、推進費のみが対象となっている県内の15市町村のうち、推進費を活用しているのは半数弱となっている。

また、北部事業費については、対象となる12市町村全てに交付されているが、その中で、北部事業費のみ活用している地方公共団体は4町村（図表14中①）、北部事業費及び離島事業費を活用している地方公共団体は3町村（図表14中④）、北部事業費及び推進費を活用している地方公共団体は4市村（図表14中⑤）、いずれも活用している地方公共団体は1村（図表14中⑦）となっている。

離島事業費についても、対象となる18市町村全てに交付されているが、その中で離島事業費のみを活用している地方公共団体は12市町村（図表14中②）、離島事業費及び北部事業費を活用している地方公共団体は3町村（図表14中④）、離島事業費及び推進費を活用している地方公共団体は2市町（図表14中⑥）、いずれも活用している地方公共団体は1村（図表14中⑦）となっている。

このように、北部事業費又は離島事業費の対象となっている地方公共団体が、いずれかの事業費のみを活用するか、複数の事業費を活用するかについては、地方公共団体によって対応にばらつきがある状況となっている。

そこで、複数の事業費を活用している地方公共団体の交付決定額の内訳（図表15）を見ると、まず、①北部事業費と離島事業費が交付されている地方公共団体のうち、本部町では、主として北部事業費を活用しており、対象が町内全域ではなく水納島に限られている離島事業費の活用は例外的となっている一方、伊平屋村及び伊是名村では、北部事業費は平成24年度又は平成25年度のみ活用しており、離島事業費が創設された平成29年度以降は、専ら離島事業費を活用している。次に、②北部事業費と推進費が交付されている地方公共団体では、いずれも主として北部事業費を活用しているが、名護市や国頭村、今帰仁村では推進費が創設された令和元年度以降、推進費も毎年度交付決定されており、その額も増加傾向にある。次に、③離島事業費と推進費が交付されている地方公共団体のうち、うるま市では、主として推進費を活用しており、対象が市内全域ではなく津堅島に限られている離島事業費の活用は例外的となっている一方、竹富町では主として離島事業費を活用しており、推進費の活用は少なくなっている。そして、④いずれの事業費も交付されている伊江村では、主として北部事業費を活用しており、離島事業費と推進費の活用は少なくなっている。

これらの内訳からは、北部事業費又は離島事業費を活用している地方公共団体が推進費も活用している場合、離島事業費の対象が限定されているうるま市を除けば、主として北部事業費又は離島事業費が活用され、推進費の活用は限定的であることが示されている。一方、北部事業費と離島事業費いずれも活用している4町村については、本部町と伊江村では、主として北部事業費が活用されているが、伊平屋村と伊是名村では、近年、離島事業費が活用されており、活用状況が変わってきている。

ただ、これらソフト個別補助金の活用状況を圏域別で見れば、総じて沖縄本島の北部地域においては北部事業費が、離島地域においては離島事業費が、沖縄本島の中南部地域においては推進費が活用されている状況にあり、ソフト個別補助金全体で県内全域をカバーする形となっている。

図表15 複数の主なソフト事業予算を活用している地方公共団体ごとの交付決定額の内訳

【①沖縄北部連携促進特別振興事業費及び沖縄離島活性化推進事業費が交付されている自治体】										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(本部町)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費	282		38	76	467	73	165	1,560		67
沖縄離島活性化推進事業費						4				
(伊平屋村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費	488									
沖縄離島活性化推進事業費						48	12	13	12	244
(伊是名村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費		357								
沖縄離島活性化推進事業費						73	112			24
【②沖縄北部連携促進特別振興事業費及び沖縄振興特定事業推進費が交付されている自治体】										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(名護市)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費		594	325	617	862	476		376	1,648	560
沖縄振興特定事業推進費								10	378	130
(国頭村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費			140	371	146	292	383		341	
沖縄振興特定事業推進費								4	17	80
(今帰仁村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費				53	407	124	31	316	46	
沖縄振興特定事業推進費								4	6	29
(恩納村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費	277				90			55		
沖縄振興特定事業推進費								2		
【③沖縄離島活性化推進事業費及び沖縄振興特定事業推進費が交付されている自治体】										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(うるま市)										
沖縄離島活性化推進事業費										0.7
沖縄振興特定事業推進費								332	273	24
(竹富町)										
沖縄離島活性化推進事業費						102	16	9	40	55
沖縄振興特定事業推進費										4
【④いずれも交付されている自治体】										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(伊江村)										
沖縄北部連携促進特別振興事業費		296	175	1,221		47	561	43	726	538
沖縄離島活性化推進事業費						9		6		5
沖縄振興特定事業推進費								1		

(出所) 図表8、10及び12の出所資料を基に作成

(3) 各市町村への予算の配分状況

各市町村への予算の配分状況について、ソフト交付金のうち、市町村分の配分では、基本枠での配分がその多く（令和4年度は全て）を占める中で、均等割と各種指標を用いた配分を通じて、主として人口の割合に比例しつつも、人口の少ない地方公共団体にも人口の割合以上の配分がなされており、一定程度、平準化した形での配分が行われている。

一方、ソフト個別補助金では、そうした仕組みは設けられていない上、配分状況も人口の割合に必ずしも比例したものとはなっておらず、いずれの事業費も交付されていない地方公共団体も存在している。

もともと、北部事業費と離島事業費については、事業の経緯や趣旨から、補助対象を一部の地域に限定しているため、県内全ての市町村に配分することは、もともと想定されていないと言える。しかし、そうした地域的な限定のない推進費についても、交付決定の大部分は沖縄市と那覇市に集中している。そのため、質問主意書において、交付決定額の割合に大きな格差が生じている現状が問われたが、政府は、交付決定額については、年度途中に生じた政策課題の有無や、当該政策課題への市町村等の対応方針に応じて変わるものであることから、交付決定額の割合が市町村等によって異なることに問題はないとしており⁹⁶、市町村間における配分のバランスは重視されていないと考えられる。

このように、ソフト個別補助金については、それぞれ一部の地域や市町村に集中して交付決定が行われ、ソフト交付金のような県内全域における配分のバランスは考慮されていないと考えられる。一方、各市町村による事業の活用状況から示されたように、全体で県内全域がカバーされているため、ソフト個別補助金の各事業費における交付決定額を合わせて、県内全ての市町村に対する配分状況を見ることにより、その配分の在り方を分析していくことが有用ではないかと考えられる。

その際、毎年度全ての市町村に配分されているソフト交付金とは異なり、ソフト個別補助金には、同じ市町村でも配分される年度と配分されない年度があり、ある特定の年度のみで配分状況を分析するのは妥当ではない。また、三つの事業費が開始された年度が異なるため、単に交付決定額を累計すると、最も実施期間の長い北部事業費の比重が大きくなってしまう。こうした点を考慮し、北部事業費については平成24年度から令和3年度までの間の、離島事業費については平成29年度から令和3年度までの間の、推進費については令和元年度から令和3年度までの間の各市町村に対する交付決定額の年度平均額（図表8、10及び12）を基に、ソフト個別補助金の配分状況を整理した（図表16）。

図表16 ソフト個別補助金の配分状況（交付決定額、年度平均）

（単位：億円、％）

市町村名	交付決定額	割合	市町村名	交付決定額	割合	市町村名	交付決定額	割合	市町村名	交付決定額	割合
那覇市	13.6	18.3%	国頭村	2.0	2.7%	北谷町	0	0.0%	北大東村	2.4	3.3%
宜野湾市	2.1	2.8%	大宜味村	1.0	1.3%	北中城村	0	0.0%	伊平屋村	1.1	1.5%
石垣市	1.4	1.8%	東村	1.2	1.6%	中城村	0	0.0%	伊是名村	0.8	1.0%
浦添市	0.3	0.4%	今帰仁村	1.1	1.5%	西原町	0	0.0%	久米島町	1.6	2.2%
名護市	7.2	9.7%	本部町	2.7	3.7%	与那原町	0	0.0%	八重瀬町	3.8	5.1%
糸満市	0.03	0.04%	恩納村	0.4	0.6%	南風原町	0	0.0%	多良間村	0.2	0.2%
沖縄市	16.2	21.9%	宜野座村	1.5	2.0%	渡嘉敷村	0.06	0.09%	竹富町	0.5	0.6%
豊見城市	0	0.0%	金武町	4.4	6.0%	座間味村	0.6	0.8%	与那国町	0.5	0.7%
うるま市	2.1	2.8%	伊江村	3.7	4.9%	粟国村	0.2	0.2%	合計 (※)	74.0	100%
宮古島市	0.1	0.1%	読谷村	0	0.0%	渡名喜村	0.01	0.02%			
南城市	0.6	0.8%	嘉手納町	0.01	0.02%	南大東村	1	1.1%			

（※）北部広域市町村圏事務組合等の複数市町村にわたる事業及び民間事業者が実施主体となっている事業を除く

（出所）図表8、10及び12の出所資料を基に作成

⁹⁶ 前掲注95参照

図表 6 (再掲) 市町村間における基本枠の配分 (令和 4 年度)

(単位: 億円)

団 体 名	基本枠													
	均等割 (A)	基本指標 (85%)			配慮指標 (15%)						基本指標+ 配慮指標(B)		基本枠配分額 (C)=(A)+(B)	
		人口 (95%)	面積 (5%)	計	財政力 加算 (60%)	離島等 加算 (15%)	人口減少 加算 (15%)	高齢者 人口加算 (5%)	年少人口 加算 (5%)	計	配分額	割合	配分額	割合
那覇市	1.0	21.6%	1.8%	20.7%	0.3%	0.0%	0.3%	2.2%	2.2%	0.5%	24.14	18.1%	25.14	14.1%
宜野湾市	1.0	6.8%	0.9%	6.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.6%	7.73	5.6%	8.73	4.9%
石垣市	1.0	3.2%	10.0%	3.6%	2.2%	6.1%	0.0%	2.1%	2.6%	2.4%	4.68	3.5%	5.68	3.2%
浦添市	1.0	7.9%	0.9%	7.5%	0.4%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.5%	8.87	6.5%	9.87	5.5%
名護市	1.0	4.3%	9.2%	4.6%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	5.64	4.1%	6.64	3.7%
読谷町	1.0	4.2%	2.0%	4.1%	0.9%	0.0%	0.0%	2.1%	2.7%	0.8%	4.88	3.6%	5.88	3.3%
沖繩町	1.0	9.7%	2.2%	9.4%	0.8%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%	0.7%	11.04	8.0%	12.04	6.8%
豊見城市	1.0	4.4%	0.8%	4.2%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	0.7%	5.06	3.6%	6.06	3.4%
名護市	1.0	8.5%	3.8%	8.3%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	9.97	7.1%	10.97	6.2%
宮古島市	1.0	3.6%	8.9%	3.9%	3.4%	6.1%	1.0%	2.6%	2.4%	3.3%	5.20	3.8%	6.20	3.5%
南城市	1.0	3.0%	2.2%	3.0%	3.3%	0.0%	0.0%	2.5%	2.6%	2.3%	3.91	2.8%	4.91	2.8%
南頭村	1.0	0.3%	8.5%	0.7%	3.7%	0.0%	5.9%	3.2%	1.9%	3.3%	1.52	1.1%	2.52	1.4%
大宜味村	1.0	0.2%	2.8%	0.3%	2.2%	0.0%	1.8%	3.5%	1.7%	1.9%	0.78	0.7%	1.78	1.0%
大東市	1.0	0.1%	3.6%	0.3%	3.8%	0.0%	5.0%	3.5%	1.8%	3.3%	1.01	0.7%	2.01	1.1%
今帰仁村	1.0	0.6%	1.7%	0.7%	3.6%	0.0%	1.8%	3.2%	2.2%	2.7%	1.32	1.0%	2.32	1.3%
本部町	1.0	0.9%	2.4%	0.9%	3.4%	0.0%	4.4%	3.1%	2.1%	3.0%	1.69	1.3%	2.69	1.5%
恩納村	1.0	0.7%	2.2%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	0.7%	1.10	0.8%	2.10	1.2%
野座村	1.0	0.4%	1.4%	0.4%	3.5%	0.0%	0.0%	2.4%	2.9%	2.3%	1.00	0.7%	2.00	1.1%
金武町	1.0	0.7%	1.7%	0.8%	3.3%	0.0%	1.1%	2.6%	2.6%	2.4%	1.41	1.0%	2.41	1.4%
伊江村	1.0	0.3%	1.0%	0.3%	3.8%	6.1%	5.9%	3.3%	2.2%	4.4%	1.26	1.0%	2.26	1.3%
読谷村	1.0	2.8%	1.5%	2.7%	0.8%	0.0%	0.0%	2.1%	2.6%	0.7%	3.34	2.4%	4.34	2.4%
読手納村	1.0	0.9%	0.7%	0.9%	0.8%	0.0%	1.0%	2.3%	2.5%	0.9%	1.23	0.9%	2.23	1.3%
北谷町	1.0	1.9%	0.6%	1.9%	0.4%	0.0%	0.2%	2.0%	2.6%	0.5%	2.26	1.7%	3.26	1.8%
中城村	1.0	1.2%	0.5%	1.2%	0.6%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%	0.6%	1.51	1.0%	2.51	1.4%
中西町	1.0	1.5%	0.7%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	2.7%	0.6%	1.84	1.2%	2.84	1.6%
那覇市	1.0	2.4%	0.7%	2.3%	0.7%	0.0%	0.2%	2.1%	2.4%	0.7%	2.81	2.1%	3.81	2.1%
与那原町	1.0	1.3%	0.2%	1.3%	2.1%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.5%	1.80	1.3%	2.80	1.6%
南風原町	1.0	2.8%	0.5%	2.6%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	3.0%	0.7%	3.21	2.2%	4.21	2.4%
南渡嘉敷町	1.0	0.0%	0.8%	0.1%	3.9%	6.1%	2.5%	1.9%	2.9%	3.9%	0.90	0.7%	1.90	1.1%
慶徳町	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.9%	8.3%	4.4%	2.0%	2.7%	4.5%	1.03	0.9%	2.03	1.1%
慶徳町	1.0	0.0%	0.3%	0.1%	3.9%	6.1%	9.5%	3.5%	1.8%	4.9%	1.09	0.8%	2.09	1.2%
慶徳町	1.0	0.0%	0.2%	0.0%	3.9%	6.1%	10.7%	3.9%	1.2%	5.1%	1.09	0.8%	2.09	1.2%
慶徳町	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	5.0%	2.3%	2.3%	4.2%	1.03	0.7%	2.03	1.1%
北平町	1.0	0.0%	0.6%	0.1%	3.8%	6.1%	5.1%	2.0%	2.5%	4.2%	0.94	0.6%	1.94	1.1%
伊平屋町	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	8.5%	2.8%	2.6%	4.8%	1.13	0.9%	2.13	1.2%
伊平屋町	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.9%	6.1%	7.6%	2.9%	2.3%	4.7%	1.10	0.8%	2.10	1.2%
久米島町	1.0	0.5%	2.8%	0.6%	3.7%	6.1%	7.1%	2.8%	2.2%	4.4%	1.62	1.2%	2.62	1.5%
久米島町	1.0	2.1%	1.2%	2.1%	2.2%	0.0%	0.0%	2.1%	2.9%	1.6%	2.72	1.9%	3.72	2.1%
久米島町	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	6.4%	2.9%	2.1%	4.4%	1.05	0.8%	2.05	1.2%
竹富町	1.0	0.3%	14.7%	1.0%	3.8%	12.2%	0.6%	2.2%	2.7%	4.4%	2.06	1.5%	3.06	1.7%
与那国町	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	4.1%	2.0%	2.7%	4.0%	1.03	0.7%	2.03	1.1%
都 市 計	11.0	77.4%	42.8%	75.6%	17.0%	12.3%	1.3%	23.3%	28.2%	14.8%	91.12	66.6%	102.12	57.4%
町 村 計	30.0	22.6%	57.2%	24.4%	83.0%	87.7%	98.7%	76.7%	71.8%	85.2%	45.88	33.4%	75.88	42.6%
市 町 村 計	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	137.00	100.0%	178.00	100.0%

(注)百万円未満の金額は端数調整した。

(出所) 沖縄県町村会『自治おきなわ』No. 464 (令4.4) 21頁より抜粋

その結果をソフト交付金の市町村間における基本枠の配分(図表6(再掲))と比べながら見ていくと、最もソフト個別補助金の配分の割合が高いのは沖縄市の21.9%で、基本枠における配分割合の6.8%を大きく上回っている。次いで配分の割合が高いのは那覇市の18.3%で、基本枠における配分割合の14.1%よりも高い割合となっており、いずれも推進費が集中的に配分されている結果が反映されている。一方、基本枠における配分割合が那覇市と沖縄市に次いで高い、うるま市(6.2%)と浦添市(5.5%)に対するソフト個別補助金の配分割合は、それぞれ2.8%、0.4%となっており、基本枠における配分割合を下回っている。また、これらと同じ沖縄本島の中南部地域で推進費の交付を受けていない地方公共団体も8市町村あり、同地域においては、ソフト個別補助金(実質的には推進費)の配分が極めて選択的、集中的に行われていると言える。

次に、北部地域内の比較では、最も割合が高いのは名護市の9.7%で、基本枠における配分割合の3.7%を上回っている。次いで割合が高いのは金武町の6.0%で、基本枠における配分割合の1.4%の4倍超となっている。また、金武町に次いで割合が高いのは伊江村の4.9%で、基本枠における配分割合の1.3%の4倍弱となっており、北部事業費が比較的多く配分されている結果が反映されている。一方、最も割合が低いのは恩納村の0.6%で、基

本枠における配分割合の1.2%を下回っているものの、その他多くの町村では、おおむね基本枠における配分割合に近いが、若干上回る水準となっており、ソフト個別補助金（実質的には北部事業費）が一部の市町村に集中的に配分されつつも、それ以外の町村にも一定程度の配分が行われていると言える⁹⁷。

さらに、離島地域内の比較では、最も割合が高いのは北大東村の3.3%で、基本枠における配分割合の1.1%の3倍となっている。次いで割合が高いのは久米島町の2.2%で、基本枠における配分割合の1.5%をやや上回る水準となっている。一方、基本枠における配分割合が比較的高い石垣市（3.2%）と宮古島市（3.5%）に対するソフト個別補助金の配分割合は、それぞれ1.8%と0.1%であり、特に宮古島市の基本枠における配分割合を大きく下回っている。また、北部事業費の配分も受けている伊平屋村や伊是名村、離島事業費の配分が比較的多い南大東村を除くその他離島町村におけるソフト個別補助金の配分割合は、いずれも1%未満で、基本枠における配分割合である1%強を下回る水準であり、ソフト個別補助金（実質的には離島事業費）の配分が極めて選択的、集中的に行われていると言える。

以上から、ソフト個別補助金の配分の在り方は、ソフト交付金のそれとは全く異なるものとなっている。特に、ソフト個別補助金のうち、推進費と離島事業費の配分は、それぞれ沖縄本島の中南部地域と離島地域の一部に選択的、集中的に行われている。また、北部事業費の配分も、対象である地方公共団体全てに一定程度の配分を行いつつ、やはり一部に対して集中的に配分が行われている。

5. おわりに

最後に、沖縄振興予算の主なソフト事業予算の現状と比較を踏まえた上で、沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題を整理する。

まず、一括交付金と個別補助金をめぐる現状について、ソフト交付金とソフト個別補助金の関係をどのように捉えるかを整理する必要がある。この点に関し、ソフト個別補助金は、使途の自由度が高く、対象事業が制度の運用次第ではソフト交付金でも交付可能であることから、ソフト交付金を代替あるいは補完するものであるとの評価もなされている⁹⁸。

そこで、補助対象となる地域という範囲の面については、北部事業費や離島事業費のみでは、いずれも補助の対象が地域的に限定されるため、県内全ての市町村が対象となるソフト交付金を代替・補完するものとはなり得ない。しかし、推進費も含めた全体で見れば、ソフト個別補助金は、県内全ての市町村をカバーできる形となっており、この面ではソフト交付金を代替・補完し得るものとなっている。

次に、予算額の面については、主なソフト事業予算における予算の比率の推移（図表2）を見ると、平成24年度から平成28年度までは、ソフト交付金が主なソフト事業予算の大部

⁹⁷ ただし、伊平屋村と伊是名村については、複数の主なソフト事業予算を活用している地方公共団体ごとの交付決定額の内訳（図表15）で見たとおり、北部事業費が主であるものの、離島事業費の比率も高く、両事業費を合わせることで、ソフト交付金以外の主なソフト事業予算の配分割合が一定程度確保されている。

⁹⁸ 宮城和宏「沖縄振興の組織と制度の構造について—沖縄振興予算を巡る政治経済学—」『地域産業論叢（第17集）』（2022年）48～50頁

分を占めていた。しかし、平成29年度以降はソフト交付金の減額が続く一方、ソフト個別補助金の増額が続き、令和4年度には主なソフト事業予算に占めるソフト個別補助金の比率は3割弱にまで高まっており、ソフト交付金からソフト個別補助金への代替が進んでいるとも言える。

しかし、個々の市町村への配分という面については、ソフト交付金は、主として人口の割合に比例しつつも、一定程度、市町村間のバランスに配慮した形で広く配分される仕組みになっているのに対して、ソフト個別補助金は、ソフト交付金とは異なる基準によって、一部の市町村等の案件に対して選択的、集中的な配分が行われている。この点において、ソフト個別補助金は、ソフト交付金を代替・補完するというよりは、むしろ異なる機能を果たしているものと考えられる⁹⁹。

以上を踏まえつつ、沖縄振興予算における一括交付金と個別補助金の関係から主なソフト事業予算を整理すると、一括交付金であるソフト交付金は、国から沖縄県を介して各市町村に交付される仕組みとなっている。その中で、県と市町村間及び市町村間での協議を経ることにより、人口の割合や市町村間における配分のバランスを保つといった観点からの調整が行われつつ、配分されている。一方、ソフト個別補助金は、県への配分がなく、案件ごとに国から直接市町村等に対して交付される仕組みとなっていることから、ソフト交付金のような県と市町村間及び市町村間での協議といったプロセスは存在せず、一部の市町村等に選択的、集中的に配分されている。そのため、主なソフト事業予算において、ソフト個別補助金の予算の比重が高まっていくことは、個別補助金による一括交付金の代替・補完が進むという以上に、沖縄県と国の役割分担も含め、沖縄振興におけるソフト事業予算の在り方自体を変え得るものとなっている。

今後における一括交付金と個別補助金をめぐる課題として、①個別補助金の執行状況と、②ソフト事業予算における一括交付金と個別補助金の役割の整理という2点が挙げられる。

まず、①個別補助金の執行状況については、本稿で見たとおり、北部事業費、離島事業費、推進費いずれの執行率も、沖縄振興予算の中では低い水準で推移しており、翌年度への多額の繰越しが常態化している。さらに、特に令和2年度における推進費や離島事業費、平成29年度における北部事業費において、それぞれ当初予算額の2～6割を超える不用額が生じている。しかし、こうした執行状況をめぐる状況について、政府は必ずしも課題としては捉えておらず、執行率の目立った改善も行わないまま増額措置してきた。

こうした状況が続く要因として、予算の性質と予算額の推移が考えられる。予算の性質について、政府は、推進費が一定の厳格な積み上げにはなじまない一定の枠的な予算であると説明しており¹⁰⁰、令和2年度以降は前年度からの継続事業分と新規事業分30億円を足

⁹⁹ この点、本稿では取り上げなかったものの、市町村分のソフト交付金の中でも、沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱に基づいて配分が行われる特別枠は、市町村が担う広域的課題に対応する事業、多くの市町村に共通した政策課題に対応する先駆的事业又は優先度の高い事業を対象としているという点で、推進費などと共通している部分はある一方、申請事業数（各市町村の申請可能事業数は年間1事業）や事業費の上限（1事業当たり6億円以内）といった制限があるという点で、ソフト交付金以外の主なソフト事業予算とは異なっている。

¹⁰⁰ 第200回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号13頁（令元. 11. 27）

し上げる形で予算を計上している。ただ、厳密な積算に基づかない枠的な予算であるという点は、ソフト交付金や北部事業費、離島事業費のいずれにも共通しているものの、予算額の推移としては、一括交付金の減額が続く一方で、個別補助金は増額が続いてきた。

一括交付金については、当初、執行率の低さが後年度以降の予算の減額の理由とされたこともあり、沖縄県を中心に執行率改善の取組が進められたこと等によって、執行率は比較的高い水準で推移している。一方、個別補助金については、執行率と予算の積算がリンクされておらず、執行率改善のインセンティブに乏しいこと、さらに、一括交付金のように、沖縄県が年度途中でも執行状況に応じて市町村をまたぐ形で事業計画と配分額の調整を行う仕組みもないことも、低調な執行率の推移に影響していると考えられる。

次に、②ソフト事業予算における一括交付金と個別補助金の役割について、政府は、ソフト交付金では迅速・柔軟な対応が難しいケースがあり得ることを推進費の根拠とする一方、実際には極めて選択的、集中的に推進費の配分を行っている。また、北部事業費や離島事業費についても、県内の地域間格差や条件不利性の解消を根拠とする一方、地域全体の底上げを図るというよりは、選択的、集中的な配分を行っており、ソフト交付金とは異なる機能を果たしている。

ソフト事業予算の配分をどのように行うべきかという点について、これまで十分に整理・説明されないまま、事実上、一括交付金から個別補助金に比重が移りつつある。しかし、今後の沖縄振興において、両者を活用していくとの考え方が基本方針で定められた以上、政府や沖縄県等の間で、改めて両者の役割や位置付けを明示的に整理していく必要がこれまで以上にあると考えられる。

(ふじう しょうじ)